

第2章6 通級による指導とは

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な支援が必要な児童生徒の学びの場のひとつとして、通級指導教室があります。

通級指導教室では、通常の学級に籍を置いたまま、一部特別な支援が受けられます。各学校においては、特別支援学級と通級指導教室の違いを理解して児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援をしていくことが大切です。

(1) 通級による指導とは

学校教育法第 81 条第 1 項並びに学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条に基づき、小・中学校において、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を「通級指導教室」等の特別の指導の場で受ける教育の形態です。

長野県における通級指導教室の設置状況

(平成 25 年度現在、以下の障がい種に応じた通級指導教室を設置しています。)

- ・言語障害通級指導教室
- ・LD等通級指導教室
- ・病弱通級指導教室
- ・聴覚障害通級指導教室

特別支援学級との違いは・・・

☆対象児童と学級の在籍について

特別支援学級 (在籍) → 通常の学級 (交流及び共同学習)

通常の学級 (在籍) → 通級指導教室 (通級による指導)

(2) 対象となる児童生徒

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱があり、一部特別の指導を必要とする児童生徒です。

なお、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、これらの障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とする指導が必要とされる児童生徒が対象となります。したがって、特別支援学級に在籍する児童生徒は通級による指導の対象とすることはできません。

(3) 特別の教育課程の編成について

(2) のように通常の学級に在籍しながら一部特別の指導を必要とする児童生徒には、特別の教育課程を編成することができます。通級による指導を受ける児童生徒は、障がいに応じた特別の指導を、小・中学校等の教育課程に加えて、または、その一部に替えて行うため、教育課程上、特別の教育課程を編成する必要があります。

また、他校の通級指導教室に通ってこの指導を受ける場合は、在籍校の校長がその授業を自校の授業とみなすことができることとされています。

通級による指導の対象とするか否かの判断の必要性

通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聞いた上で、障がいのある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察、検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこととされています。

(4) 指導内容・指導時間について

平成5年文部省告示第7号に、以下のことが定められています。

ア 指導内容について

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導、**すなわち特別支援学校における自立活動に相当する内容を有する指導**

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考に学習活動を行います。

障害に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導

通級による指導においては、自立活動に相当する内容の指導を行うことが基本となり、特に必要がある場合に各教科の内容を補充するための指導を実施します。

(例：国語) 音読が苦手な児童には、聴覚的処理、視覚的処理のどちらに困難さがあるかを明らかにした上で、「漢字カルタや特殊音節カルタを活用して読む練習をする」などの指導が考えられます。

(例：算数) 算数の文章題が苦手な場合には、文章中にある条件を記憶する力や立式する思考力に弱さがあるのかなどの要因を明らかにして、「文章題を図示する」「何を求められているのかなどの文章題のポイントを見つけ、印を付ける」などの指導が考えられます。

イ 指導時間について

週1単位時間から8単位時間（LD、ADHDのある児童生徒は、月1単位時間から可能）

ウ 「通級による指導」が必要な児童生徒にかかわる判断の視点

校内就学相談委員会で、特別な支援の必要な児童生徒の支援の必要度を検討する際には、現在の学びの場での支援を整理し、児童生徒の丁寧な実態把握から、これまで行ってきた支援の整理、学級担任による指導・支援の方法、校内体制等、以下のような視点から、見返し評価することを十分に行うことが大切です。

- ① これまでの支援の整理
- ② 学級担任による指導・支援の工夫
- ③ 学年職員等の連携した指導・支援の工夫
- ④ 特別支援教育支援員等の活用

その上で、特別な支援が必要だと判断される場合には、

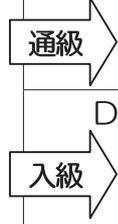
A 通常の学級に籍をおいたまま、一部学級外に取り出しての指導・支援

B 日常的、継続的な特別な指導・支援

のどちらが、必要かを検討します。Aなら通級による指導、Bなら自閉症・情緒障害特別支援学級への入級が適当だと考えられます。

(参考) 必要な対応の段階(支援の必要度)を見極める考え方の例

支援の必要度	学習面	社会面	対応例
A	学級での指導の工夫が必要		特別支援教育コーディネーターと担任と一緒に児童生徒の困難さを考察し、学級の中でできる配慮を実施・経過観察。授業のユニバーサルデザイン化を図る。
B	学年職員等の連携した指導が必要 (TT, 少人数, 支援員による入り込みの支援を含む)		学年会や校内委員会で情報を共有。複数の学年職員が様々な場面で歩調を合わせ、協力して支援。または、TT, 少人数, 支援員による学級に入り込みでの支援。
C	上記A・Bの通常の学級における指導の工夫等に加え、一部学級外に取り出している指導が必要		校内体制を工夫し、一部取り出しの支援。必要に応じて、校内就学相談委員会での検討。市町村就学相談委員会での判断。判断を受け、通級指導教室等の活用による一部取り出しの支援。
D	日常的・継続的に特別な指導が必要		校内就学相談委員会での検討に加え、市町村就学相談委員会での判断。特別支援学級に入級し、特別な教育課程編成をし、支援。



参考文献: 「特別支援教育コーディネーターハンドブック」(平成25年3月 長野県教育委員会)

通級指導教室の試験的な利用, 特別支援学級の弾力的な活用

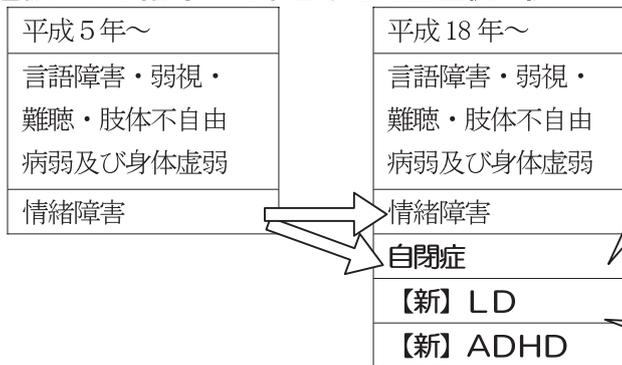
本人や保護者と合意形成を図る中で、通級による指導の必要性を理解してもらうために、通級指導教室を試験的に利用したり、特別支援学級を弾力的に活用したりすることも考えられます。これらはいずれも、試験的な活用であるので、その期間には十分な配慮が必要です。

(5) 通級による指導の場

通級による指導が可能な場所として、小学校の通級指導教室の他に、校内の自閉症・情緒障害学級と、特別支援学校(視覚障害・聴覚障害)があります。また、通級指導教室担当の教員が、対象となる児童生徒の在籍する学校に行って必要な指導を行う場合についても、通級による指導の一形態として考えます。

通級指導教室がなくても、特別支援学級担任に専門性があり、通級による指導を行うための余裕があれば、校内就学相談委員会でも共通理解の上、特別支援学級での通級による指導を行うことができます。

(6) 通級による指導の対象となる児童生徒の拡大



指導法が異なることが明らかになってきたため、情緒障害者の分類が整理され、情緒障害から自閉症が分かれた。

LD, ADHDは、新たに通級による指導の対象となった。